

### 1. めざす姿

住民の、住民による、住民のための地域まちづくりが進んだまち

（小学校区を標準エリアとした複合型地域コミュニティが発展したまち）

- 自治会活動が活力を取り戻し、隣人どうしのおつきあいや助け合いの輪が広がります。
- 地域と行政の新しい役割分担が定着し、地域の課題は地域コミュニティの各団体が協力して解決します。地域と行政の協働、地域間の連携や協働も盛んに行われます。
- 地域のビジョンや地域まちづくり計画も新しい地域コミュニティで策定するなど、地域主導で分権型地域自治が進んでいます。

### 2. 指標

	現状（直近値）	2015年	2020年
地域の人との交流割合	21%	30%	40%
自治会組織化率	54%	65%	75%
自主安全組織率(防火・防災・防犯)	未調査	100%	100%
地域子育て委員会組織率	0%	100%	100%
アドプト制度カバー率	未調査	70%	90%
地域計画策定率	0%	100%	100%
地域コミュニティ予算適応率	0%	100%	100%

### 3. 現状と課題

阪神淡路大震災後、「地域コミュニティの再生」の重要性が叫ばれ久しくなりますが、箕面においては、地域でさまざまな役割を担っている住民の努力にもかかわらず、地域コミュニティ再生は軌道に乗るには至っていません。今後、少子高齢化が進み、行財政改革が進む中、コミュニティ再生を軌道に乗せることが急がれます。

地域コミュニティでは、住民の自治会離れ・地域離れが進む一方、従来から地域の公共を支えてきた各種住民団体の組織活動に加え、住民の自主的活動が芽生え、広がり始めてきています。しかし、コミュニティ形成が進んでいる小学校区においても、それら各団体の役割・活動を“地域全体の視点”で調整する問題意識や機能・機関を欠いており、その結果、団体間の活動の重複や災害時の備え不足をはじめ重要な地域課題を、解決しないままにしてきました。このことは、部門別縦割りの箕面市の地域行政に深く関連しており、コミュニティ再生を今日まで遅らせてきた原因でもあります。地域と行政の関係を総合的に洗い直し、今後の地域コミュニティ再生の方向を策定することが求められます。

そこで、「自分たちのまちは、自分たちで住みよいまち、元気なまちにしていく」という地域住民自治の理念にもとづく「新生コミュニティ」を構築する必要があります。箕面市では、各小

学校区を標準区域単位とした、「地域住民自治」の制度化をめざして再生することが妥当です。同時に、これからの地域が担う「自助・共助・公助」の枠組みを市民主体で構築し、新しい「地域と行政」の関係をつくりあげることが大切です。

また、箕面の「新生コミュニティ」は、同じ地域内に、自治会が担う「隣人どうしの輪を広げるコミュニティ」と、地域のすべての住民・団体・事業所等が参加する「地域まちづくりを進めるコミュニティ」の2種の役割の異なったコミュニティ領域を組み合わせる「複合型地域コミュニティ構想」(2層構造型コミュニティ)という発想が、箕面の現状に沿うものでしょう。それに合致する組織(〇〇地区コミュニティ協議会(仮称))、制度を構築し、分担効果をあげながら融合するしくみと、市の地域行政運営体制は、地域主導に対応する新たなしくみにあらためていくことが肝要です。

#### 4. 役割分担

##### (1) 市民等が取り組むこと

- ・安心・安全・便利・快適な生活環境を守り、創るのは地域住民が担っていることや、住民間の共助の大切さや公共への感謝等を正しく理解します。
- ・地域の諸団体の活動に関心を持ち、知ること・言うこと・参加することに努めます。
- ・自治会組織率の向上に地域上げて取り組みます。
- ・自治会活動活性化に、地域上げて取り組見ます。
- ・各種団体は、地域の中の1団体であることを自覚し、地域内協調・連携を行います。
- ・各種団体は、他地域同種団体だけでなくNPO等との連携を強める。また問題解決には、行政だけでなく、NPO等の参画を推し進めます。
- ・各種団体は、連合して「複合型地域コミュニティ」づくりに参画する。また地域人材発掘にあたります。

##### (2) 市民等・行政が協働で取り組むこと

- ・「複合型地域コミュニティ」の総合的な運営のしくみを開発します。
- ・「地域まちづくり条例」(仮)の原案を作成します。
- ・「地域が担うこと」「協働で進めること」「行政が担うこと」を、分野別に定めます。

##### (3) 行政が取り組むこと

- ・行政の重要課題として位置づけ、研究・開発・条件整備・同意形成・調整・導入・定着を総合的に進める組織体制を設計、整備します。
- ・地域への各分野縦割りから地域単位型への行政運営手法のシフト転換、個別市民団体への助成・補助・委託の協働事業主義への転換や、地域コミュニティ予算制度などの支援方法の抜本的見直し、整合性のある行政と地域の計画管理、条例による運営基盤整備等、大幅な行政運営の改革や、基盤条件整備をおこないます。
- ・着実な導入を視野に、長期的な開発ロードマップにより計画管理を行います。

## 5. 主要な取組み

### (1) 「複合型コミュニティ」構想のしくみづくり

地域経営の最重要課題として、行政・市民(地域団体)挙げて取り組みます。行政においては、市長直轄の地域自治総合推進本部を早々に設けます。市民参画で描く総合的な構築・推進プログラムにもとづき、「行政と地域との役割分担のあり方」「地域コミュニティ協議会のあり方(機能・組織・運営)」、「縦割り地域行政の総合的見直し」、「地域自治運営のしくみ」「地域予算制度(地域交付金制度)」などを掘下げた「みのお地域住民自治プラン2020」を、社会開発の専門家を加え行政・市民(地域団体)の協働機関で策定、「地域別ロードマップ」を作成し、地域合意形成をしながら早期実現をめざします。

#### ○行政の総合的な推進体制

市長直轄の総合推進組織を設置するとともに「公益市民活動推進委員会」(既存)

「地域コミュニティ行政改革会議(行政内)」「地域コミュニティ機構構築会議(市民協働)」等総合的な構築態勢を整えます。

#### ○複合型地域コミュニティ

小学校区を標準エリアに、「地域コミュニティ協議会」(仮)を新設する。地域内の広域的機能、各団体への補完的機能、調整機能を担い、行政との地域総合窓口にあたります。

その構成主体は、地域住民・事業所とし、運営機関として、自治会、各種制度団体、ボランティア団体、地区まちづくり協議会、地域にある公益・公共機関、住民希望者からなる組織を設ける。運営規約、資金、事務局のあり方を検討します。

### (2) 地域まちづくり条例

地域コミュニティのあり方・ルールを定める条例を策定します。自治基本条例が「団体自治」を領域とする場合(「行政基本条例」のように)、「地域住民自治」に特化した個別条例を市民(地域団体)参画により策定します。

### (3) 人材発掘

各地域で地域人材の発掘に努めるとともに、行政は「市民大学」「講演会」「先行事例発表」等の学習機会の拡充、広報等の強化を図り、人材養成にあたります。

### (4) 自治会における住民ふれあい活動促進

先行事例(含む全国各地)との交流促進、広報、研究等、協働で行います。(「ふれあいDAY」「隣人祭り」等の開催の検討を含む)

## 6. まちづくりの効果

### (1) 市民主体の地域まちづくり態勢の整備

地域と行政の役割分担や協働のあり方が新たにルール化され、多様な住民の地域参加により、地域住民ニーズ・意向の市政反映や、地域意識の転換が進みます。

### (2) 効率的できめ細かい地域まちづくりの推進

防犯・防災・福祉・子育て・教育・環境・交通・道路など地域課題に対して、共助を基盤とした、効率的できめ細かい住民公益活動が行き届くようになります。

### 1. めざす姿

NPO等市民があらたな公共を生み出すまち

- 多くの市民が公益市民活動団体や各施設でボランティア活動に参加し、また資金や技能知識も提供しています。
- 公益市民団体の組織化、自立化が進み、自主事業や行政との協働事業が活発化し、公共役割を広げています。地域コミュニティや事業者との連携も進んでいます。
- 公益市民団体の「分野別ネットワーク化」が進み、行政の政策形成への参加機会を拡大しています。

### 2. 指標

	現状(直近値)	2015年	2020年
市民の公益市民活動参加者率(13歳以上)	未調査	5%	8%
市民の資金による公益市民活動支援額	未調査	1,500万円	3,000万円
市民の技能・知識関連人材登録数	800人	1,000人	1,200人
NPO法人事業者数	26団体	40団体	50団体
「分野別ネットワーク」参加団体数	0団体	200団体	300団体
新規コミュニティビジネス事業数	未調査	5件	10件
協働フロンティア事業数	未定	5件	10件
行政との協働事業規模	9千万円	15千万円	30千万円
「分野別ネットワーク」からの政策提案数	0件	10件	15件

### 3. 現状と課題

箕面では、近年、NPO/ボランティア団体（以下公益市民活動団体）による数多くの市民活力の輪が広がり、公共サービスのいろいろな分野で、行政サービス等の隙間や不足を補ってきました。その多くは「草の根市民活動」ですが、まちのいたる所での小規模な公益活動を担っている良さがある反面、各団体の活動の発展性や、専門性・組織力を必要とする事業への対応には、総じて弱みを持っています。また、各団体のネットワークを広げ、協業・協働の取り組みも一部にとどまり、連携効果を十分発揮するまでに至っていない等、テーマ型公益市民活動が発達している箕面とはいえ、まだまだ成長段階であり、更なる発展が望まれます。

そこで、「市民による市民が支える公益市民活動団体」をめざし、各団体の主体性や自立性に軸足を置きながら総合力が発揮できる「公益市民活動団体のネットワーク化」が最大の課題です。

市民が「わがまちの公益市民活動団体」を幅広く知ることができ、労力・時間・知識・技能・資金など”共助“をいろいろな社会参加のスタイルで表現する「市民と公益市民活動団体が協力・連携するしくみ」を箕面に発展させていくことが重要です。

また、すべての公益市民活動団体の（公益法人等を含む）「分野別ネットワーク化」を進め、

複数団体での協業や協働事業の推進、各種団体との連携、行政への政策提言などに取り組む「総合力のある公益市民活動団体」へ成長することが必要です。地域密着型団体は地域毎のネットワークをすすめて、地域コミュニティにおける公益市民活動団体として、連携を強めることはいうまでもありません。さらに、協働事業を「個別団体の事業提案型」ととどめることなく、市民の提言を活かす手法や、複数団体によるプロジェクト開発、協働事業者の公募など多様な「ネットワーク型」手法を導入したり、全国のいろいろな機能や資金が箕面に集まるシカケも含めて、箕面にコミュニティビジネスを含む新しい公共を創造する態勢を、行政とともに公益市民活動団体側も強化していくことが求められます。

#### 4. 役割分担

##### (1) 市民等が取り組むこと

- ・ N P O等市民活動団体のエンパワーメントの醸成  
N P Oの公共サービスの質・内容をより充実していくために、事業遂行の専門的能力・情報や組織運営マネジメント力を高めます。
- ・ N P O等市民活動団体の組織化・ネットワーク化  
N P O登録促進を図るとともに、分野別ネットワーク化をすすめる。各団体の支援、新規公益活動の機会拡大や情報一元化・公開を推進する。そのため、広域機能・補完機能・調整機能を担うN P O等市民活動団体のアソシエーションの整備も視野に入れます。
- ・ 人財・情報・資金のファンド化  
市民が市民を支えるしくみとして、人財、情報、資金等活動資源を、市民（事業者含む）行政、企業・大学等との関係を強めファンド化します。
- ・ 地域コミュニティ・市民各種サークル団体との連携  
地域コミュニティとの活動連携や資源交流を進める。また市民各種サークル団体の公益活動参加をひろめます。

##### (2) 市民等・行政が協働で取り組むこと

- ・ 行政業務の委託・移管、協働フロンティア事業の推進  
過去から行ってきた行政サービスを見直し、委託・移管を計画的に進める。また、コミュニティビジネス化をも視野に入れ、新たな公共課題についての事業化を、双方積極的に進めます。
- ・ 協働の評価指標  
協働事業の効果・効率をみる評価尺度の指標化・計量化をすすめて、客観的に総合評価ができる土壌をつくります。
- ・ 分野別の公共課題の共有化と市政参画  
双方の立場や強点・弱点の理解を深め、信頼を高めながら、新たな公共サービスの効率的な創造につなげるため、地域社会における公共課題の共有化をはかる。また、専門的な情報や活動力を、市政の政策や計画に活かせるように発展させる。そのためのしくみを整えます。
- ・ 「みのお市民社会ビジョン2020」(仮)の策定

今までの進化過程や課題等地域社会の発展を総括し、市民主体の地域経営の観点から、当提言をもとに、幅広い英知を結集した「発展のための青写真」を構築します。

### (3) 行政が取り組むこと

- ・ N P O 等市民活動団体発展のための総合的な行政支援  
新たな機能、機関や制度設計に伴う行政支援を行い、新しい仕組み運営を支えます。
- ・ N P O 等市民活動団体の市政参画機会の拡大  
分野別市政政策や施策に、積極的に参画機会を拡大します。
- ・ パートナースhip推進員制度や協働推進連絡会の強化推進  
各課を超えて横断的に結ぶパートナースhip推進員制度や協働推進連絡会を、協働の現場での課題点の明確化や、課題解決をはやめるため、早期定着化します。

## 5. 主要な取組み

### (1) 「みのお市民社会ビジョン2020」策定

箕面市における公益市民活動の次なる発展を描き、地域社会開発の一環として位置づけ、提言構想を策定します。そのため社会開発の専門家も加わり、市民、公益市民活動団体、公益法人、各種協会と行政との協働機関を設け、ビジョンづくりに当たります。特に機構の中核機能が、現行の市民活動センター（公設民営）の機能拡大で果たせるのかどうかを明確化します。（代替案公益市民活動団体協会）

### (2) 市民ファンド

行政単独、協働、市民単独の3パターンのファンド創設を他都市の事例を含め検討し、導入します。

### (3) 市民人材バンク

公益市民活動や地域自治活動を、市民の幅広い技能や知識で支援できるよう、登録システム「市民人材バンク」を創設します。運営は、市民団体が行いますが、これまで行政が蓄積してきた人材に関する情報も、可能な限り統合するものとします。

### (4) 協働事業評価

協働事業の効果・効率、成果を見る評価尺度の指標化・計量化を進め、客観的な総合評価ができる仕組みを作ります。また公平性・公正性等をも含め、議会や市民がチェックできるしくみを整えます。

### (5) 分野別協働事業プラットフォームの開催

分野別の情報・公共課題について意見交換を行い、共有化をはかるため、市民活動団体はもとより、行政等も含めた協働事業プラットフォームを開催し、協働事業の促進、市政への政策参画を進めます。

## 6. まちづくりの効果

- (1) 市民主体の、市民・民間活力の、市民自治の地域社会に進化し、行政の改革も進みます。
- (2) きめ細かい豊かな地域公共や、新しい事業が生まれ、町の活力が増します。
- (3) 市民の地域社会参加・参画により、個の存在価値や役割が増え、交流も進みます。

## 1. めざす姿

行政と市民がともにまちづくりを進めるまち

行政の政策形成の段階から、施策・事業の実行、評価、改善の段階まで多くの市民が参画し、市民の意思がきめ細かく地域経営に反映されるとともに、多くの市民が公共の担い手としてまちづくりに参加しています。

## 2. 指標

	現状（直近値）	2015年	2020年
市民参加に関する市民満足度	14%	20%	30%
審議会・委員会等に占める 公募市民委員の比率	12%	20%	30%
各種計画立案時の市民参画	未調査	100%	100%

## 3. 現状と課題

平成9年に「箕面市まちづくり理念条例」及び「箕面市市民参加条例」が制定され、

- (1) 市民がまちづくりの主体である。
- (2) 市の意思形成の段階から市民の意思が反映され、事業実施段階では市民と行政が協働してまちづくりを推進する。
- (3) 市長は市民がまちづくりに参加する機会を提供するとともに必要な行政情報を公開する。等々、他の自治体に先駆けて市民参加、官民協働の推進を謳っています。これまでも両条例の理念に沿ってまちづくりが進められてきましたが、未だに多くの市民にこれらの理念が周知されていない面もあり、またまちづくりに参加できている市民も限られているなど、これらの条例の理念が十分に活かされているとは言えません。

これらの条例の理念に沿って市民主体のまちづくりを推進するためには、市民にもっとわかりやすく情報を提供し、市政に関心を持たせ、市政に関心のある市民を積極的に受け入れ、政策形成段階から市民の意思をきめ細かく反映させていく必要があります。また、実施段階では市民と行政がそれぞれに果たすべき役割と責任を自覚し、相互に補完し、協力し合わなければなりません。実施された施策や事業に対する評価や改善策の検討にも市民が参加すべきです。

市民も協働の一方の担い手として機能するとともに、行政に依存せずに市民自身でできることは市民が担うという「自助」の精神を理解して行動すべきです。

## 4. 役割分担

### (1) 市民等が取り組むこと

- ・ 市全体の利益を視野に入れ、市の未来にも責任感を持って、自主的かつ主体的に、また市民同士が協力し合って積極的にまちづくりに参加する。
- ・ 行政に依存しなくても市民でできることは自助の精神で取り組む。

### (2) 市民等・行政が協働で取り組むこと

- ・ 早急に「自治基本条例」を制定する（詳細は提言シート32に掲載）。
- ・ 市民協働で推進すべき事業を、市民や事業者から幅広く募集して増やしていく。
- ・ 市民参加の意義について広く市民に理解されるよう、また市民参加への意欲を高めることができるように行政は広報（プレス発表などを通して一般紙も活用）、教育（参画意識啓発講座やセミナー開催）などに努め、市民もその機会を積極的に利用して、市政に参加する。
- ・ 「まちづくり市民会議」など新たな市民参画の場を行政と市民と協働で作り上げる。

### (3) 行政が取り組むこと

- ・ 市民等が地域経営に参加・協働する前提として、全ての行政の情報を公開し、わかりやすく説明するなど行政運営の透明化を進める。但し、個人情報保護は保護されなければならない。
- ・ 政策形成の段階で市民が参加できる機会を増やす。そのために多様な参加制度・参加しやすい環境を整備する。
- ・ まちづくりに重要な影響を及ぼす諸計画の策定・実施・評価・改善、条例の制定・改廃に当たっては、市民が参加する機会を保障する。また、予算策定、行政改革推進、行政評価等にも市民が参加する機会を保障する。
- ・ パブリックコメント制度が本来の機能を果たせるよう、市民への事前説明会、意見提出者に対する事後説明会を開催するなど、制度の充実を図り市民の信頼を高める。
- ・ 市民が傍聴できる審議会、委員会等では傍聴者が発言できる機会を保障する。また、会議録を速やかに（2週間以内）公表する。
- ・ 市民参加の制度は、特定の市民ばかりが参加することにならないよう配慮する。参加意識を啓発するセミナーなどを開催して、参加する市民の裾野を広げる。

## 5. まちづくりの効果

市民のニーズや価値観が一層多様化高度化する中で、それらを如何に行政の政策形成や事業実施にきめ細かく反映させ、市民満足度を高めるのか、行政は常にそのことに苦慮していますが、行政の意思決定のあらゆる段階で多くの市民が参加することにより多くの問題が解決します。市長や市議員、市職員がすべての市民の意思を把握することは不可能ですので、市民参加の機会を増やして直接市民が発言することにより、市民の意思がこれまで以上に行政に反映されます。また、市民の持つ豊かな知識や社会経験も市の問題解決につながります。

更に、実施段階での市民参加が実施内容を充実させるばかりでなく、行政のコストを引き下げ、財政の健全化に寄与することも可能です。

## 1. めざす姿

市役所の仕事が効率化され、市民に信頼されるまち

市役所の仕事の効率化が進み、組織、要員がスリム化されます。市民も何でも行政に依存する体質から脱却し、行政が抱える事業、サービスの一部を担います。

## 2. 指標

	現状(直近値)	2015年	2020年
市役所職員数 (病院・水道を除く)	1,031人	900人	800人
	(定年退職者の半数を補充する)		
市役所の仕事に無駄が多いと感じている市民の比率	未調査	20%	10%未満

## 3. 現状と課題

地方分権一括法の施行をはじめ、国の構造改革等により、地方分権の流れが確実に進みつつあり、自治体の行政の役割はますます重要性を増しています。しかも、地域経営の主体は、依然として行政に委ねられていますので、行政運営に多大なコスト(経費、人員、時間)がかかっています。人件費ばかりではなく扶助費や公債費など市の義務的経費が増大し、市の財政も年々悪化しているのが現状です。こうした自治体環境の変化に柔軟に対応して、市民が担える公共サービス機能は市民に委譲し、行政は地域経営の視点を重視した体質に改革されなければなりません。

また、行政内部に於いても、意思決定に時間を要したり、問題解決にあたって当事者意識が希薄であるなど改善すべき課題も多く、まず職員一人ひとりがコスト意識を持って徹底的に無駄を省き、必要なサービスを効率的に提供するという意識改革が必要です。箕面市は文化施設やスポーツ施設など公共施設が多いこともあって、市民一人当たりの行政職員数は比較的多く、組織の見直しや職員の意識改革等によってスリム化することが求められています。

## 4. 役割分担

### (1) 市民等が取り組むこと

- ・ 地域経営の主体であるべき市民等が行政に関する基本的な事項を自ら学び、「自助・共助・公助」の理念を理解するとともに役割分担に応じて地域経営に参加する意識を高める。
- ・ 行政依存体質から脱却して行政に役割分担以上の仕事をさせないよう自助努力するとともに、協働の担い手としての責務を果たす。
- ・ 自治会や市民活動団体は活動内容の充実を図り、公共サービスの担い手としても機能する。

- ・ これまで行政が担ってきた公共の役割を、地域コミュニティや市民活動団体が担えるよう必要に応じて権限の委譲を行政に働きかける。

## (2) 市民等・行政が協働で取り組むこと

- ・ 経営改革推進本部の設置（主要な取組み参照）
- ・ 地域経営の主体である市民に、行政のパートナーとして地域経営に参画し機能を果たせる人材が不足しているため「みのお市民大学」などで市民自治の役割を担える人材を育成する。市民にも専門的能力が求められている。

## (3) 行政が取り組むこと

- ・ 行政職員の意識改革を進め、一人ひとりが効率的で質の高い仕事をめざす。そのためにも職員がやる気を起こす仕組みをつくる。
- ・ 行政の組織は、総合計画の目標を達成できる体制にするとともに、市民との協働を進めやすい組織にする。また、コンプライアンス部門を設置し、法令遵守を堅持できる体制をつくる。
- ・ 少数精鋭の人員体制を構築し、各部門に適正な権限委譲を行うことで責任を明確にする。そのために、業務手順の見直し、標準化及び単純化（庶務事務の電子化等）を行い、核業務以外の業務をできるだけ新たな担い手に任せる。
- ・ 行政が抱える多くの事業の必要性を見極め、市民との役割分担を明確にして、市民が担える事業は市民や民間に委嘱し、行政は行政でなければならない事業や地域経営の視点から重要な事項を担う。
- ・ 公共施設についてもそのあり方から運営形態までを抜本的に見直す。
- ・ 病院、図書館など規模による効果が期待できる事業や、消防等身近な設備が求められるものは広域連携を進める。環境対策等も広域連携によってその実効性を高める。
- ・ これまで行政が担ってきた公共の役割を、地域コミュニティや市民活動団体等が担えるよう必要に応じて権限を委譲し経費を負担する。

## 5. 主要な取組み

### (1) 経営改革推進本部

経営改革を推進する機関として行政内部に経営改革推進本部を設置し、行財政改革や市民協働のあり方など地域の経営の根幹に関わる事項を検討推進する。その付属機関として多くの市民や学識経験者、議員等の参画も得て経営改革推進委員会を置く。これまでも行政改革推進本部や行政評価・改革推進委員会が設置されていたが、委員会の開催頻度が少なく検討課題が限定され、市民も参加していなかったため、市民と協働で経営改革を推進する仕組みを構築する。

## 6. まちづくりの効果

行政運営の効率化に向けて、市民等と行政が積極的に取り組むことにより、行政コストの削

減はもとより職員の意識改革や組織風土の改革にもつながります。また、市民と行政の信頼関係を構築し、透明性の高い行政運営を展開することができます。

更に、市民と行政が適正な役割分担に基づき協働によるまちづくりを進めることで、豊かで暮らしやすい地域社会を実現することができるのです。

(参考1) 府内主要都市の職員数 (18年度決算カードより)

	人口 千人	一般職員		技能労務員		教育公務員		消防職員		合計		
		人	人/ 千人	人	人/ 千人	人	人/ 千人	人	人/ 千人	人	人/ 千人	
府内類似都市	箕面市	125	657	5.26	180	1.44	47	0.38	111	0.89	995	7.96
	池田市	101	478	4.73	152	1.50	44	0.44	101	1.00	775	7.67
	羽曳野市	119	482	4.05	46	0.39	49	0.41		0.00	577	4.85
	松原市	127	565	4.45	113	0.89	45	0.35	92	0.72	815	6.42
	河内長野市	117	452	3.86	21	0.18	9	0.08	110	0.94	592	5.06
	富田林市	122	560	4.59	90	0.74	68	0.56	123	1.01	841	6.89
府内周辺都市	大阪市	2,510	14,627	5.83	8,223	3.28	1,996	0.80	3,493	1.39	28,339	11.29
	豊中市	388	1,669	4.30	588	1.52	104	0.27	398	1.03	2,759	7.11
	吹田市	346	1,745	5.04	400	1.16	91	0.26	332	0.96	2,568	7.42
	高槻市	356	1,471	4.13	203	0.57	90	0.25	317	0.89	2,081	5.85
	茨木市	267	1,069	4.00	254	0.95	85	0.32	230	0.86	1,638	6.13
	摂津市	83	381	4.59	138	1.66	31	0.37	92	1.11	642	7.73
	豊能町	25	144	5.76	31	1.24	19	0.76	41	1.64	235	9.40
	能勢町	13	83	6.38	13	1.00	4	0.31	12	0.92	112	8.62

一般職は技能労務員を除く人数。

羽曳野市の消防職員は柏原羽曳野藤井寺消防組合に属している。

## 1. めざす姿

公共施設や建物のアセットマネジメント、  
大切な公共財を長寿命化で安心して快適に使い続けている  
遊び場からハザードをなくす、つくる・つかう・まもる関係者の協働で、  
安全予防が大きく進んで子どもの事故ゼロになっています。

## 2. 指標

	現状(直近値)	2015年	2020年
市民・PTAの活動参加者人数	現況未調査	増加	増加
施設の長寿命化など学習会回数	0回	増加	増加
安心水準等の管理検討の参加者数	0人	増加	増加
建物や遊具など定期報告率	現況未調査	向上	向上

## 3. 現状と課題

安全な公共財である市民全体の資産(アセット)管理は、本格的な建造物などの老朽劣化時代が到来し、その維持管理において公共財施設の長寿命化で、継続した公共財の提供や、市民の理解とニーズの反映は大きな課題です。

近年、各地で財政難を理由に、公園遊具や建物など公共施設の適切な維持管理が後退し、市民や地元団体による愛護活動が公園管理を支えています。近年、遊具による事故の傾向には、維持管理の不全を原因とする事故が、繰り返されている実情が問題です。使えないブランコなど遊具の安全補修を求める声も増えているようです。

建物など公共施設を大切に長持ちさせる公共財等の適切管理は、財政危機を理由に計画補修が遅延されているとその建替えの時期が早まりかねません。特に、公共財の三大損傷といわれる「疲労損傷」、「塩害損傷」、「アルカリ骨材反応」が問題です。利用環境や公共財の環境、構築時の材料に着目し、損傷を受けた箇所や程度を明確にすることで、可能な範囲で性能を評価することが必要です。

こうして、維持補修による長寿命化で、その公共財の現価値を最大化するようなアセットマネジメント戦略を立案し、先進的な技術の導入も必要です。その公共財の適正管理には、「定期点検要領の改訂、データ管理方法・システム開発、職員の公共財点検技術習得と仕事量・適正配置、点検内容に応じた点検者の要件(点検資格、実績など)整理」といわれています。

そのため、厳しい財政下で安全な公共財の提供、施設の長寿命化で継続し公共財を提供、市民の理解向上とニーズの反映など、市民等、行政が協働で取り組むことが、過度な将来負担を抑制するために大切です。

## 4. 役割分担

### (1) 市民等が取り組むこと

- ・市民・PTA等による「見回り隊などの“目”とボランティア活動の“手”」に取り組めます。
- ・日々変化している遊び場の管理・教育環境の点検についてボランティアに参加。
- ・市民が所有する建物は、専門家の検査や点検を受けて現状を学び適切な保守管理計画を作成し、暮らしている建物の安全性を確かめ自分達の施設建物の長寿命化を推進。

### (2) 市民等、行政が協働で取り組むこと

- ・アセットマネジメント戦略を基に、計画的に保守改修計画を立て、推進しています。
- ・施設の長寿命化・アセットマネジメント戦略の学習会で、理解向上とニーズを反映。
- ・設備能力に対するエネルギーロスを少なくし、環境配慮の自然エネルギー化推進。
- ・建物や遊具などの公共財管理者の「定期報告制度」の推進。
- ・遊び場からハザードをなくす、つくる・つかう・まもる関係者協働の安全計画。
- ・安心レベル・安全レベルの公共財の管理水準の具体的な検討。

### (3) 行政が取り組むこと

- ・公共財の現価値を最大化するようなアセットマネジメント戦略を立案・確立。
- ・公共財の適正管理に必要な事業を進め、専門職員の適正配置で推進等の説明責任。
- ・市民の理解とニーズの反映など遊び場からハザードをなくす安全計画と事業推進。
- ・建物の適切な保守管理など市民の取り組み支援、相談窓口の充実。
- ・建物や遊具などの「定期報告制度」の指導、普及。

## 5. まちづくりの効果

(1) 公共財が大切にされ、話題になっています。

(2) 遊び場の関係者の協働で安全点検・対策がすすみ、事故ゼロで安心。

(3) 地元建設向けの仕事も増え、雇用促進、市内消費で、税収増える循環も推進します。

### 参考 安心レベル・安全レベルの公共財の管理水準の一例

管理目標	管理水準	重要性の判断指標
A 安心 レベル	高	市内等の経済活動、社会的影響、災害時の利用など、継続的な安全の確保だけでなく、市民に対して「安心」を享受することがもとめられる公共財(A)
B コスト・ 規制レベル	中	継続的な安全の確保のみだけでなく、「コストや一部の利用規制」を可能とする公共財(B)
C 安全 レベル	低	継続的に「安全」の確保のみを重視し、近隣市民の利用に際して、一時的な規制などを可能とする公共財(C)

## 1. めざす姿

みんなで財政の健全化に取り組み、子どもの世代に借金を残さない

毎年財政白書が報告されて市民が財政の状況をよく理解しています。

長年続いている財政の悪化に歯止めがかかり、健全化目標を共有して、次世代に負の遺産を残しません。

## 2. 指標

	現状(直近値)	2015年	2020年
経常収支比率	103.2%	95%	90%
実質公債費比率	13.3%	12%	10%
基金残高	124億円	50億円	50億円
市債残高	301億円	200億円	100億円
市税納付率	93.0%	94%	95%

## 3. 現状と課題

箕面市の財政は、その代表的な指標である経常収支比率が危険ラインと言われる100%(従来は一般に70~80%が健全な水準と言われていますが、全国平均は約90%です)を既に超えており、極めて硬直化しています。しかも、基金残高は年々減少し特例債残高は年々増加しており、バブル崩壊時以降の財政悪化トレンドに未だ歯止めがかかっていません(参考1、2、3参照)。この状況がさらに長期間継続されれば、国から財政健全化計画や財政再生計画の策定を求められるなど、実質的な財政破綻を招来する懸念もあります。

この総合計画の対象期間内にはそこまでは至らないにしても、財政の健全化施策を徹底しない限り、子どもたちの世代にかかる負担は一層重くなります。財政の健全性を維持向上することは、そのこと自体が目的ではなく、限定された財源の範囲で、如何に市民ニーズの高い施策やサービスを効率的に実施するかが課題であり、そのための仕組みを構築する必要があります。また、市民も財政の実態をよく理解し、行政とともに健全性の維持向上に努めなければなりません。

## 4. 役割分担

### (1) 市民等が取り組むこと

- ・ 財政の現状を正しく理解する。
- ・ 市税、国民健康保険料等を完納する。
- ・ 補助金などの既存制度の見直しにも理解し、施設の使用料や証明発行の手数料などにも適正な受益者負担を負う。

- ・ 何でも行政に依存しようとする体質を改める（自助の意識高揚）

#### （２）市民等・行政が協働で取り組むこと

- ・ 財政の健全化に関する条例を制定する（補足 1 参照）
- ・ 市民が担える施策や事業は市民に移管または委託する。
- ・ 市民参画による財政健全化の検討（財政健全化委員会、まちづくり市民会議等）

#### （３）行政が取り組むこと

- ・ 市民にわかりやすい財政白書を作成公開し市民が財政の現状を正しく理解できるようにする。
- ・ 市税、国民健康保険料等収納率を向上させる。
- ・ 財政健全化委員会や財政健全化条例を策定する会議等を市民の参加も得て設置、運営する。
- ・ 民間が担える施策や事業を民間に移管または委託する（サービスの質とコストのバランスを考慮する必要がある）
- ・ 効率的な組織編成、職員の事務能力向上、IT 化推進等により組織・要員をスリム化し人件費を抑制する（詳細は提言シート 28 に掲載）
- ・ 遊休資産の有効活用または売却。

### 5 . 個別案件に関する提言

現在財政負担の大きい事業及び対応次第では今後大きな財政負担を伴う事業に対しては次の通り対応します。

#### （１）箕面市立病院

地域医療及び救急医療の中核病院として、施設及び機能の維持、充実を続ける必要があるが、独立行政法人化等経営形態の見直し、近隣の自治体病院との連携強化等々の施策により一層の経営効率化を図り、早急に経常黒字化を達成するとともに、一般会計からの繰出し金の削減にも努める。

#### （２）森町（箕面市が事業主体の総事業費 9,977 百万円）

既にまち開きも終わり、公共施設も整備されつつあるので、第 2 期開発計画地区までは、将来計画人口が達成できるよう魅力あるまちづくりに努める。第 3 期開発計画地については事業主体である大阪府の対応にも配慮すべきであるが、1 期、2 期開発地区の入居状況を確認の上、環境面への影響も考慮して開発要否を決定すべきである。自然破壊を伴う開発のみが先行して、所期の目標が達成されない開発は許されない。

#### （３）彩都（箕面市が事業主体の総事業費 15,399 百万円）

彩都全体の計画見直しの方向に沿って対応せざるを得ないが、既に宅地造成等開発を進めつつ

ある箕面市域部分については、問題が指摘されている急斜面对策や地盤強化策が事業主体である都市再生機構によってなされることを充分確認の上、所期の居住人口が確保できるよう魅力あるまちづくりに努める。但し、学校など教育施設や公共下水道等のインフラ整備は必要としても、多額の投資を要する山麓線との連絡道路（都市計画道路国文都市4号線 府道箕面池田線 バイパス取付部）は、彩都周辺の道路事情を充分勘案して慎重に対応すべきであり、その他の関連事業も、開発の進行状況や定住人口の動向を勘案しながら進める必要がある。

#### （４）北大阪急行線延伸計画

鉄道建設に対する市民の期待は大きいですが、財政負担も考慮して最も効率的な地域内交通対策を充分検討の上、延伸の要否を見極めるべきである。また、箕面市の負担が総額で一般会計の年間歳出額の20%を超えるような巨額の投資を要する場合や、開通後も鉄道会社の経営状況次第では財政負担を継続する懸念のある運営方式の場合は延伸計画を保留または中止すべきである。

本件は投資額が大きいにもかかわらずその受益者が限定されるので、住民投票などにより市民の意思を公正に確認することも考慮する。

## 6. まちづくりの効果

市民が財政の現状と健全化の重要性を充分理解することにより、過大な財政負担を伴う開発を抑制したり、何でも行政に依存しようとする体質を改めることができます。逼迫する財政が健全な状態に戻ることににより、市民は安心してこのまちに暮らし続けることができ、元気な“みのお”を子どもたちの世代まで継承していけます。

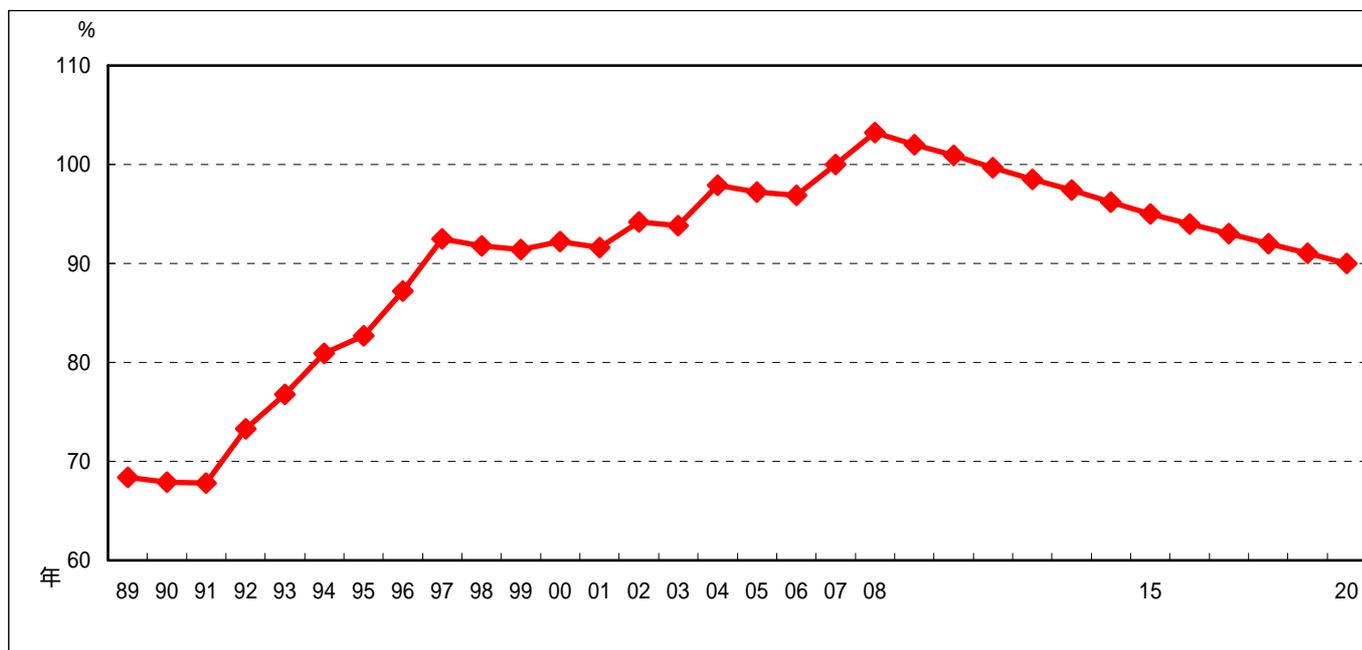
### （補足１） 財政健全化に関する条例で規定すべき事項

健全な財政運営指針を条例化するに当たっては、市の財政が市民の信託及び負担に基づくものであるとの前提から、行政の担当部署や有識者ばかりでなく多くの市民の参画を得て検討会議を招集し、慎重に原案を検討すべきです。この条例には少なくとも次の事項は包含されなければなりません。

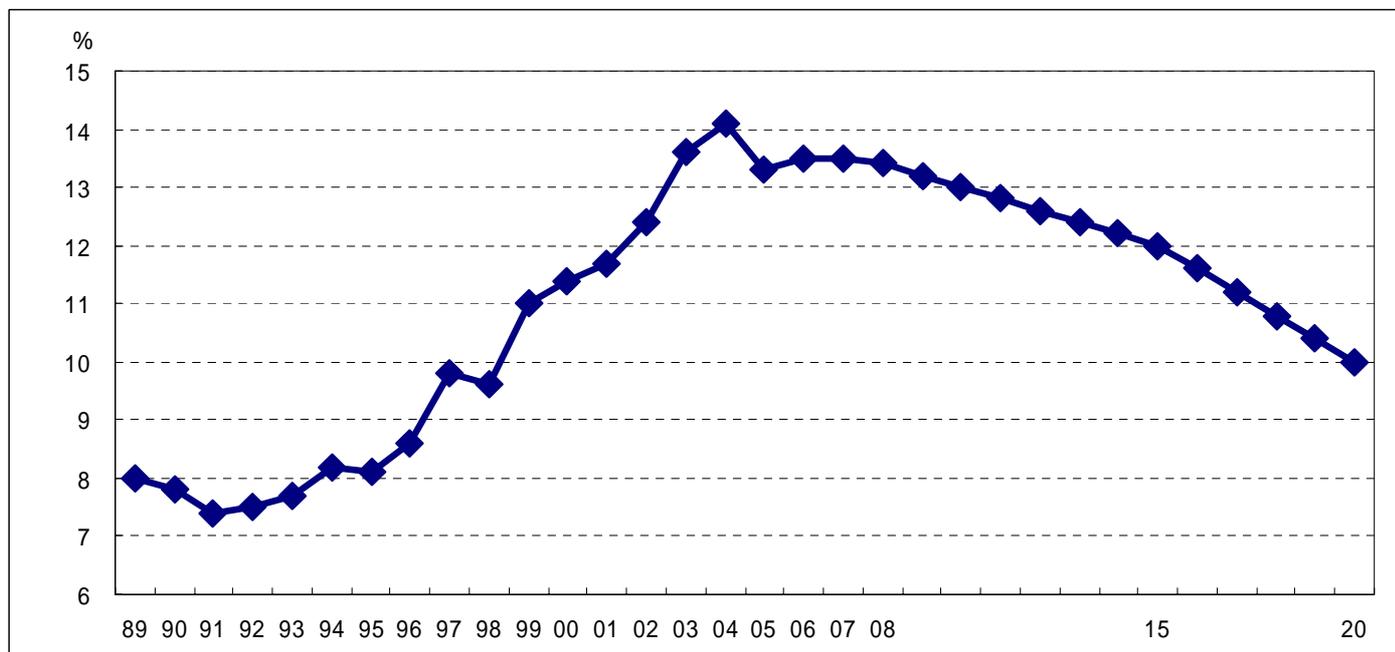
- （１）市は市民と財政情報を共有し、予算、決算、主要な指標等財政に関する情報を市民にわかりやすく公表するなど説明責任を果たすこと。毎年市の「財政白書」を公刊すること。
- （２）健全な財政運営の推進を図るため有識者及び市民が参画する付属機関（委員会、審議会）を設置すること。
- （３）財政運営に当たっては次世代に過大な負担を負わさぬよう配慮するなど、将来負担を充分配慮した計画的な財政運営を図ること。
- （４）総合計画には経常収支比率、実質公債費比率など主要な財政フレームについて健全性が評価できる具体的な基準値を明記すること。また、実施計画には計画期間内の具体的な財政収支計画等を明記すること。

( 5 ) その他の財政運営の原則、健全性の基準、その基準が総合計画の基準より悪化した場合の対応策など。

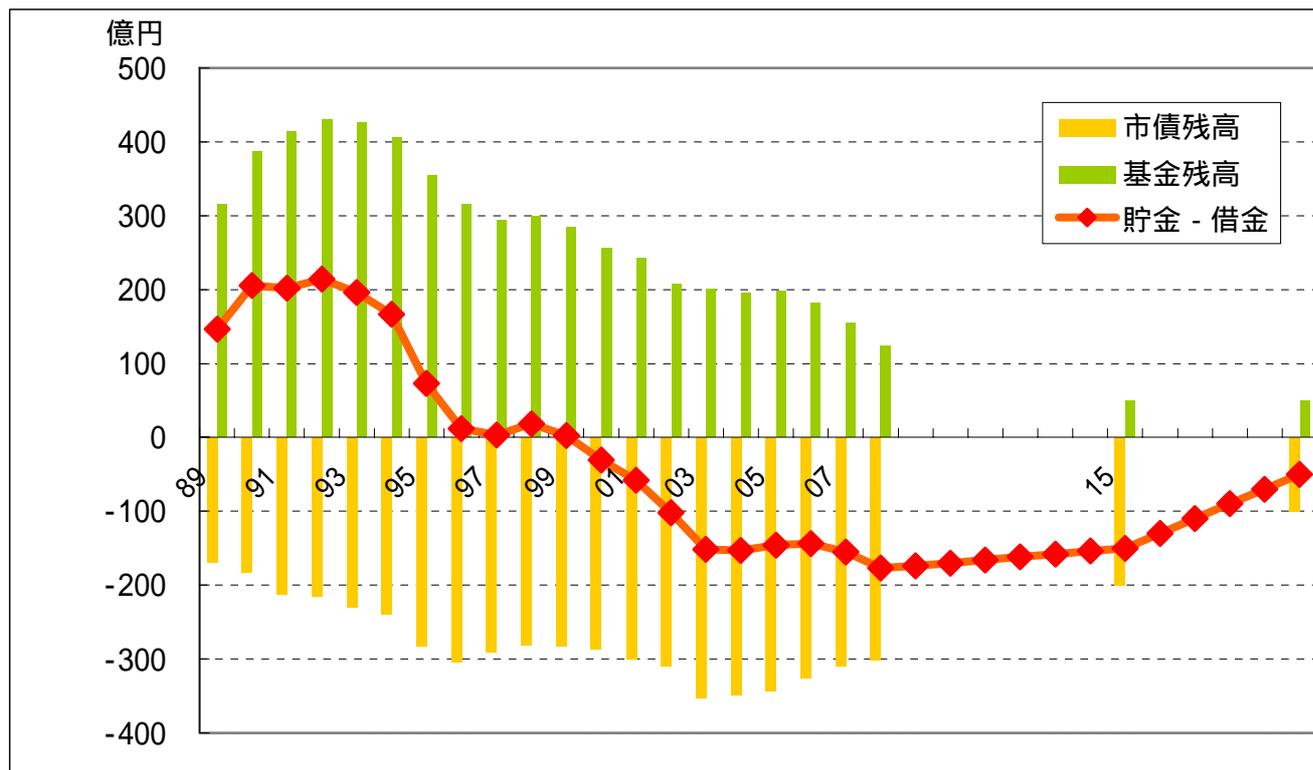
( 参考 1 ) 経常収支比率



( 参考 2 ) 実質公債費比率 ( 0 4 年までは公債費比率 )



(参考3) 基金残高と市債残高の推移



(参考4) 府内主要都市の18年度財政指標 (18年度決算カードより)

	人口	歳出額		経常収支	実質公債	基金	地方債	
		千人	億円	千円/人	比率	費比率	残高	残高
						億円	億円	
府内 類似 都市	箕面市	125	387	310	96.9	13.5	181	325
	池田市	101	333	330	101.3	15.0	41	356
	羽曳野市	119	360	303	98.8	13.6	15	479
	松原市	127	356	280	102.4	14.0	16	334
	河内長野市	117	322	275	98.5	13.2	113	383
	富田林市	122	331	271	95.0	7.6	94	240
府内 周 辺 都 市	大阪市	2,510	15,876	633	99.7	17.5	725	29,052
	豊中市	388	1,170	302	97.2	13.9	141	1,186
	吹田市	346	1,016	294	93.0	10.7	393	678
	高槻市	356	911	256	91.6	8.2	366	569
	茨木市	267	719	269	88.2	8.2	96	548
	摂津市	83	309	371	95.2	25.7	58	299
	豊能町	25	77	308	97.6	6.3	18	58
	能勢町	13	46	354	85.0	8.2	21	42

経常収支比率の全国市町村平均は 90.3%、大阪府市町村平均は 97.2%